

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、1985 年の 56,777 人をピークに減少に転じ、2010 年から 2015 年の 5 年間では 2,472 人の減少で、減少率は 5.1% となっている。

自然動態では、出生率は減少、死亡数は増加傾向にあり、ここ数年は毎年 400 人以上減少している。

人口の長期的増減の指標である合計特殊出生率では、君津地域の他の自治体と比較すると大きく下回り、特に 2014 年、2015 年は他の 3 市が 1.4~1.5 台で上昇傾向であるのに対し、本市では 1.1 前後で推移しており、その差は拡大している。また、千葉県平均と比較しても低い水準にある。

社会動態（転入・転出）では、1996 年以降、転出超過となっている。2002 年頃までは転出数と転入数との幅が拡大し、その後も転出超過が続いているが、ここ数年ではその幅は縮小し、毎年 100 人前後の減少が続いている。

将来人口の推計と分析では、今後も年少人口（0~14 歳）及び生産年齢人口（15~64 歳）の減少は続いて行く傾向であり、また、老人人口（65 歳以上）の増加は 2020 年をピークに減少に転じる見込みである。

（出典：富津市人口ビジョン 2040 に係る現状分析 令和元年 8 月）

本市における地域経済及び産業構造については、地域経済循環分析によると、産業別付加価値では、第 1 次産業では水産業、第 2 次産業では、一般機械、次いで金属製品、第 3 次産業では、電気業、次いで公共サービス、対個人サービスが付加価値を稼いでおり、産業別雇用者所得を見てもこれらの産業が地域住民の生活を直接支える雇用者所得への寄与が大きいといえる。

売上げ（生産額）の最も大きい産業は、電気業であり、次いで公共サービス、一般機械、金属製品等が地域の稼ぐ力の大きなウエイトを占めている。

売上げ（生産額）の割合が全国平均と比較して高い産業は、電気業、水産業、金属製品、一般機械、水道・廃棄物処理業等であり、これらの産業は地域にとって比較的優位な産業で、得意な産業である。

純移輸出額がプラスになっている産業は電気業、一般機械、金属製品、水産業、公共サービス等であり、これらの産業は地域外から所得を獲得できる強みのある産業である。

全産業の労働生産性では県、人口同規模地域と比較すると高いが、全国と比較すると第 1 次産業と第 3 次産業では高い水準であるものの、第 2 次産業では低い水準にある。

また、各産業の消費や投資が増加した際の地域内への生産誘発効果は、化学、食料品、電気業、非鉄金属、一般機械、その他の製造業の順に効果があるが、地域の産業全て横並びの状況となっている。

(出典：富津市の地域循環分析「環境省 地域循環分析自動作成ツールによる。」)

## (2) 目標

当地域においては、労働生産性が全国比較で低水準である第2次産業をはじめ、その他の産業も含めた地域の全産業が先端設備等の導入を促進することにより労働生産性向上及び投資による地域内の生産誘発効果が図られることを目指し、計画期間内において10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

国の導入促進指針及び本計画に基づき、先端設備等導入計画を認定した事業者が計画的、効率的な投資を行い、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が基準年度比（直近の事業年度末）で、年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当地域では、電気業や製造業を始め多種多様な産業があることから、先端設備導入が幅広く促進できるよう本計画において対象とする設備等の種類は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電を目的とした、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電設備に関しては、その性質から、市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、市内に所在する事業所等（従業員などが常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるものに限る。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当地域では、製造分野の産業（企業）が集積している一部地域も存在するが、多くの産業（企業）は市内全域に点在している状況であることから本計画では市全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

当地域の産業の労働生産性では全国比較で第1次産業、第3次産業は高くなっているものの、投資や消費の増加した際に生じる生産誘発額は全産業が横並びの状況であることから、本計画では全産業・全事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

当計画が国の同意を受けた日から 2 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は 3 年間、4 年間または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等の導入は労働生産性の向上を図るためのものであり、雇用者の削減を目的としたものでないこと。
- ・公序良俗に反するもの及び反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象から除く。